

事業所ごみの減量と ルールの確認

ルールを守って

事業所ごみは法律により、自己処理が原則となっています。

自己処理ができない一般廃棄物は、市が許可した地区担当の収集業者に依頼するか、処理施設に直接持ち込んでください。

※産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

ごみを削減するために

資源物としてリサイクルすること
で、ごみを減らせます。

ごみ減量指導員が市内事業所を訪
問し、資源としてリサイクルできる
ものや、処理方法について、説明し
ます。分からないことがあれば、気
軽に質問してください。

●古紙のリサイクル

古紙回収業者に引き取りを依頼
する。

※シュレッダーにかけた紙も回収し
ます。

ごみ減量指導員が訪問の際に、無
料回収業者を紹介しています。回収
には、事前の登録が必要ですので、
環境・最終処分場対策課まで問い合
わせてください。

分別方法

雑がみ・新聞紙・雑誌・ダンボール・

○A用紙・シュレッダーにかけた紙
などに分けて出してください（濡れ
ている紙は出せません）。

**事業所ごみを家庭用ごみ袋に入れて
出すことはできません**

個人事業者で、自宅と事務所や店
舗が併設されている場合、自宅から
出たごみと事務所や店舗から出たご
みを併せて、家庭ごみとして出され
ていることがあります。

事業所ごみは、家庭ごみと分け、
処理施設に直接持ち込むか、収集業
者に収集を依頼し、事業所用ごみ袋
で出してください。

●収集業者

(有)大野城美掃

☎(503)6166

(有)クリーンみかさ

☎(575)2789

(株)大野環境

☎(586)3020

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課廃棄
物・最終処分場担当

☎(580)1889

ごみの野外焼却は禁止されています

野外でごみを燃やすことで、「洗
濯物に臭いがつく」「煙で窓を開け
ることができず換気ができない」な
どの苦情が多数寄せられています。

ごみの野外焼却は、一部を除き、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
により禁止されており、野外焼却を
行うと、刑事罰の対象となることも
あります。

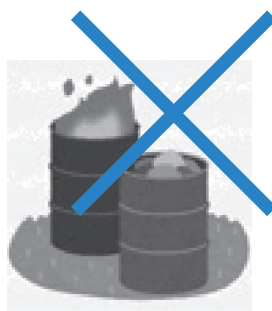
簡易焼却炉やドラム缶などは、焼
却設備の構造などが基準を満たして
おらず、有害物質が発生する恐れが
あるため、野外焼却はできません。

生活環境を守るため、ごみは自分
で焼却せず、適正に処分しましょう。

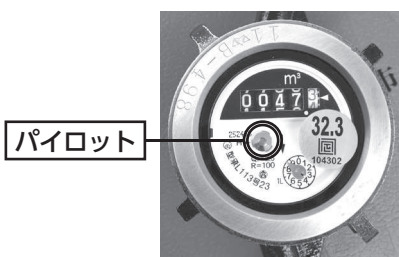
●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課生活
環境担当

☎(580)1887



漏水の早期発見のために！



水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使用しないときでも水が出ていたり、家の周りでいつも湿っていたりするところがありませんか。普段から、漏水していないかどうか、水道メーターなどを確認してください。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928